

令和5年度
定期監査結果報告書

泉大津市監査委員

泉 大 監 第 5 9 号

令 和 6 年 2 月 2 0 日

泉 大 津 市 長 様
泉 大 津 市 議 会 議 長 様
泉 大 津 市 教 育 委 員 会 教 育 長 様
泉 大 津 市 病 院 事 業 管 理 者 様
泉 大 津 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 様
泉 大 津 市 公 平 委 員 会 委 員 長 様
泉 大 津 市 農 業 委 員 会 会 長 様

泉大津市監査委員 池 田 学

泉大津市監査委員 丸 谷 正八郎

令和5年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和5年度定期監査を執行したの
で、その結果報告を同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

目 次

令和5年度定期監査結果報告	5
第1 監査の種類	5
第2 監査の実施期間	5
第3 監査の対象	5
第4 監査執行者	6
第5 監査の方法	6
第6 監査の結果	6
共通事項	7
1 収入事務について	7
2 支出事務について	7
3 契約事務について	7
4 その他	8
質問・要望事項等	9
1 危機管理課	9
2 市長公室	16
3 政策推進部	25
4 総務部	34
5 都市政策部	37
6 消防本部	45

令和5年度定期監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

第2 監査の実施期間

令和5年10月1日から令和6年1月29日まで

第3 監査の対象

危機管理課	危機管理課
市長公室	秘書広報課、成長戦略課、人事課、人権くらしの相談課
政策推進部	政策推進課、地域経済課、市民協働推進課
総務部	総務課、財政課、税務課、市民課、資産活用課
保険福祉部	福祉政策課、高齢介護課、障がい福祉課、生活福祉課 保険年金課
健康こども部	こども政策課、子育て応援課、こども育成課、健康づくり課 要保育所、えびす認定こども園、条南幼稚園、
都市政策部	都市づくり政策課、建築住宅課、土木課、環境課、水道課 下水道課
会計課	
市立病院事務局	総務課、医事課
消防本部	総務課、予防課、警防課
市議会事務局	
教育委員会事務局 教育局	教育政策課、指導課、教育支援センター 戎小学校、旭小学校、誠風中学校 生涯学習課、勤労青少年ホーム、南公民館、北公民館、 織編館、池上曾根弥生学習館、図書館 スポーツ青少年課
行政委員会	選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局 農業委員会事務局

第4 監査執行者

監査委員 池田 学

監査委員 丸谷正八郎

第5 監査の方法

平成29年の地方自治法改正により、監査委員が監査基準を定め、当該監査基準に従い監査を実施することが制度化されている。本市においては、令和2年4月1日に「泉大津市監査基準」を改訂し、監査の実施において、監査の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査の手法等を決定している。

監査対象で識別したリスク領域及びリスク（監査の着眼点）の主なものは以下のとおりである。

リスク領域	リスク
処理が反復継続的に行われる事務執行	確認を怠り、処理を誤る（必要書類の欠如、執行科目の誤り、計算誤り等）。
金額的または質的な重要性が大きい事務執行	不備の場合、財政に与える影響が大きい、または住民サービスに重要な支障をきたす。
過去に不備が指摘されている事務執行	事務執行の透明性確保に関する意識の欠如、コスト意識の欠如、財産管理意識の欠如等。

本市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令等に従って適正で、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

まず、事前に各課等から監査資料の提出を求め、関係書類の予備監査を行い、担当職員からその執行状況の説明を聴取するとともに、前回の定期監査において意見・要望した事項の改善について監査を行った。

本監査においては、特に重要な事業について各部局に質問を行い、内容説明を求める方法で監査を実施した。

また、一部施設に関しては、現場の確認も行いながら監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果、総括的には関係法令等に従い概ね適正で、合理的かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において共通事項における指摘事項のとおり、改善、検討を要する事項も見受けられた。併せて、昨年の定期監査での指摘事項についても、一部に改善されていないものが見受けられたので、担当職員に対して周知徹底し、改善することを求めた。

また、特に重要な事業の内容説明を受け、当事業に対する意見要望を行ったものであり、今後、なお一層の研さんにより事務事業の適正で、経済的、効率的かつ効果的な執行に努めることを要望するものである。

◎ 共通事項

1 収入事務について

(1) 調定事務

調定簿及び減免申請については、財務規則等に基づき適正に事務処理されていることを確認した。

今後も、適正な事務処理をされたい。

2 支出事務について

(1) 支出負担行為何書

支出負担行為何書において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- ① 見積書等の添付書類の日付漏れ、決裁日記載漏れ、決裁印の押印漏れが見受けられた。
- ② 当該行為後に決裁されているものや起票日から決裁までの期間を要しすぎるものが見受けられた。
- ③ 2者以上の見積書を徴取すべきところを1者見積りとしているものが見受けられた。

(2) 資金前途

資金前渡何書、出納簿の記帳、精算書の提出など各資金前渡の事務処理については、財務規則等に基づき概ね適正に行われていることを確認した。

今後も、適正な事務処理をされたい。

(3) 補助金（助成金）

補助金（助成金）交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。
適正な事務処理をされたい。

- ① 前年度繰越金額が補助金額を上回っており、当該事業の補助金の交付が適正か確認を要するものが見受けられた。

3 契約事務について

契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- ① 起案文書に押印漏れ、日付記載漏れが見受けられた。
- ② 着手届、契約保証金免除申請書、随意契約チェックリスト等の関係書の添付がないものや日付の記入、チェック漏れが見受けられた。
- ③ 契約書と契約保証金免除申請書の内容に不整合なものが見受けられた。
- ④ 起案文書に随意契約理由や適用条項の記載漏れ、随意契約の理由が明確な記載のないものや不整合なものが見受けられた。

4 その他

(1) 旅行命令簿・復命書

旅行命令簿・復命書については、概ね適正に事務処理されていることを確認した。

今後も、適正な事務処理をされたい。

(2) 文書管理事務

決裁日・施行日等の日付の記入漏れや押印漏れ、関係書類の添付漏れ、記入誤り等、不適切な事務処理が見受けられた。

今後、公文書の管理に当たっては、情報公開も視野に入れ、個人情報の管理に十分注意を払い、文書規程等に基づく適正な事務処理に努められたい。

◎ 質問・要望事項等

1 危機管理課

【質問1】市町村広域災害ネットワークの現状と取組みについて

◆市町村広域災害ネットワークとはどのようなものか。

《概要》

名 称：市町村広域災害ネットワーク

設立時期：平成 21 年 1 月

※9 団体〔8 市 1 町（8 府県）〕で開始

構成団体：22 団体〔21 市 1 町（21 府県）〕

※人口規模が同規模（概ね 5 万人～ 20 万人）の自治体が基本

アウトライン：都道府県域を超えた自治体間で災害ネットワークを構築し、大規模災害時に不足するヒトやモノを補い合うことで、公的防災力を強化する。

◆当ネットワークが創設された経緯はどのようなものか。

全国各地にて自然災害が多発し、また将来の大規模地震等が懸念される中、自前では不足する公的防災力を補い、強化するため、同時被災する可能性が少ない都道府県域を超えた市町村間で災害時の相互支援ネットワークを構築するに至った。

◆当ネットワークに参加している地方公共団体の現状と推移は。

《現状》

22 団体〔21 市 1 町（21 府県）〕

- ①茨城県那珂市 ②山梨県甲府市 ③静岡県磐田市 ④岐阜県可児市
- ⑤愛知県刈谷市 ⑥三重県亀山市 ⑦滋賀県野洲市 ⑧京都府八幡市
- ⑨奈良県大和郡山市 ⑩和歌山県橋本市 ⑪兵庫県高砂市 ⑫岡山県玉野市
- ⑬島根県益田市 ⑭山口県柳井市 ⑮愛媛県四国中央市 ⑯高知県香南市
- ⑰福岡県行橋市 ⑱福岡県苅田町 ⑲佐賀県神埼市 ⑳宮崎県日向市
- ㉑鹿児島県阿久根市 ㉒大阪府泉大津市

《推移》

時期	構成団体数	加入団体
H21. 1（設立時）	9 団体（8 市 1 町）	（設立時） 八幡市・大和郡山市 野洲市・高砂市・橋本市 行橋市・苅田町・泉大津市
H21. 11	11 団体（10 市 1 町）	玉野市・可児市
H22. 5	12 団体（11 市 1 町）	刈谷市
H22. 10	14 団体（13 市 1 町）	亀山市・益田市
H23. 5	15 団体（14 市 1 町）	日向市
H23. 11	17 団体（16 市 1 町）	磐田市・神崎市
H23. 12	18 団体（17 市 1 町）	柳井市
H24. 5	19 団体（18 市 1 町）	甲府市
H24. 3	20 団体（19 市 1 町）	四国中央市
H27. 7	21 団体（20 市 1 町）	阿久根市
H28. 5	22 団体（21 市 1 町）	那珂市

◆具体的に決定している支援内容にどのようなものがあるか。

支援内容については、「市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定」第2条に記されているため、抜粋し記載する。

《条文抜粋》

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷病者等の受入れ
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあつせん
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

また、加盟市町が被災した際には、物資の提供や職員の派遣により、被災市町を支援している。今年度においても、6月に橋本市、7月に神崎市が被災したため、ブルーシート等の物資の提供や技術職員の派遣などの支援を実施した。

◆南海トラフ巨大地震発生時も協力できる体制であるのか。（地理的な制約はないか）

本ネットワークについては、加盟自治体の同時被災を避けるため、茨城県から鹿児島県まで、遠隔地にある自治体間で協定を締結している。

このことから、南海トラフ巨大地震により、加盟市町が同時被災し、応援機能が停止する可能性は低いと考えている。

◆今後の取り組みにどのようなものがあるか。

市町村広域災害ネットワークでは、防災協定が形骸化しないよう、「顔の見える」関

係を重視し、毎年、首長会議を1回、担当者的会議を2回実施している。会議には、自治体のトップと担当者が出席し、自治体間の関係性を強化するとともに、各市町の課題や取組みなどについて情報交換している。

令和6年度においても第1回運営協議会を令和6年5月に泉大津市で、市町村広域災害ネットワーク首長会議を令和6年6月に東京で、第2回運営協議会を秋頃に福岡県荻田市で開催する予定である。

（意見・要望）

市町村広域災害ネットワークについては、本市が先駆的に取り組みを進めたネットワークであり、参加団体数の増加、参加団体の地理的要件の検討及び支援内容等の充実が図られていることが確認できた。

また、自治体間の関係性の強化を図る取り組みも行われているとのことだが、引き続き、相互の防災訓練に職員が参加するなど職員間の交流を図り、より一層の関係性の強化に努められたい。

【質問2】津波避難ビルについて

◆津波避難ビル指定制度の概要(目的・軒数等)はどのようなものか。

津波避難ビルとは、大規模地震に伴う津波が発生、または発生する恐れがある場合に、市民が緊急的に一時避難することができる中高層建築物のことである。本市では、構造や建築年次など、一定の基準を満たす建物について、所有者や管理組合と「津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定」を締結し、当該建物を「津波避難ビル」に指定している。

津波警報や大津波警報が発令されたときは、まず浸水区域外（南海本線より東側）に避難することが基本であるが、「警報等の発令を知るのが遅れた場合」、「距離や身体的事由から浸水区域外へ避難できない場合」など、避難のための十分な時間を確保できない場合には、津波避難ビルに緊急的に一時避難することとして、市民に周知している。なお、市内118軒の建物を津波避難ビルに指定している。

（参考）津波避難ビル指定要件

- ・津波浸水想定区域等の臨海部及び内陸部にある鉄筋コンクリート造（RC）または鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）で5階以上であること。（津波による浸水が低いと予測される地域は3階建て以上も可）
- ・新耐震基準（昭和56年施行）に適合している建物であること。

◆津波避難ビルとして指定された建物にどのようなものがあるか。

本市では、公有か民間所有か問わず、構造や建築年次など、一定の基準を満たす中高層建物を津波避難ビルに指定している。具体的には、小学校や中学校、公営団地、

テナントビル、マンションなどが挙げられる。(別紙一覧)

◆市民への周知方法はどのように行っているか。

津波避難ビルの位置を地図上に示した総合防災マップを全戸配布したほか、ホームページで建物名や所在地を公開している。また、防災出前講座などでは、水平避難を基本としながらも、津波避難ビルへの垂直避難についても説明し、併せて近隣の津波避難ビルを例示している。

◆避難訓練時に津波避難ビルを活用したことはあるか。あれば、参加人数と把握された課題及び課題への対応（周知含む）はどのようなになっているか

令和5年11月5日（日）10時00分から津波避難ビルである「あすと松之浜」に避難する訓練を実施した。対象は松之浜町の住民及び助松寮の職員、寮生で自主防災連絡協議会にも協力していただき、避難困難者や怪我人として参加いただいた。また、同時に避難行動要支援者として登録している方を実際に訪問し、ポスティングを行い、災害時要支援者避難時の手順の確認訓練も実施した。参加総数が107人の津波避難訓練となった。

その際に把握した課題は、避難所と避難場所の違いを知らないこと。その課題への対応として、あらゆる機会を通じて、避難所と避難場所の認識が混同しないよう、それぞれの役割や注意事項などを繰り返し啓発する。そして、情報と状況を正しく理解した避難行動に繋がるよう努めることである。

（本年度9月に実施した大阪府880万人訓練と連携した訓練では、訓練に参加した外国人約20名に対し経路上にある津波避難ビルの説明を実際の建物の前で実施した。）

（意見・要望）

津波避難ビルについては、大規模地震に伴う津波が発生した場合に、時間的に猶予がない状況で、緊急的に一時避難するためのものである。その指定については、市内各所に多様な建物が指定されていることが確認できた。

また、市民への周知については、防災出前講座や避難訓練等、様々な機会を通じ周知を図っているとのことであるが、避難ビルを公設・民設の違いや活用方法の違い等による仕分整理を行い、より一層、津波避難ビルに対する市民の理解度を深める取り組みに努められたい。

【質問3】 泉大津市総合防災マップについて

◆泉大津市総合防災マップはどのようなものか、また、整備にいたる経緯は。

現在の泉大津市総合防災マップは、最新の解析をもとにした各種ハザードマップや、事前に備えておくべきもの・決めておくべきことに関する内容を掲載したもので、各

ご家庭で保管していただき、災害への備えにご活用するためのものである。整備にいたる経緯は、大阪府から新しい災害想定が示されたため、それに対応する形で修正したものであり、これまでの防災マップは、地図を並べる形式で作成されていたが、最新のマップにおいては、前半部分で防災を身近に感じてもらえるように、イラストや写真を活用しながら備蓄品の紹介も充実させた内容とし、後半部分に図面を掲載する形を取り、読み進めていきやすくしたものである。そのため、出前講座においてもこのマップを使いながら講義を行っている。

（浸水想定区域図を最新のものにした。大津川は平成31年3月公表分、芦田川は令和2年3月公表分、王子川は令和3年5月公表分、また、高潮浸水想定区域図についても公表をもとに掲載。）

◆配布状況はどのようになっているか。

配布状況については、令和4年3月に泉大津市内の全戸（約3万5千軒）に配布したほか、小中学校やこども園など市内の各施設にも配布している。

◆有事の際に、当防災マップをどのように活用できるか。（マップとしての機能が中心か？他市の防災マップではどのように行動すべきか紹介されているものがある。マップとは別にハンドブックもあるのか）

内容についてはハザードマップだけでなく、近年の災害教訓や社会変化も踏まえ、災害に備え何を備蓄しておくか、適切に避難判断するための情報、自らの避難行動を時系列に整理するマイタイムラインの作成、避難所の開設、混雑状況を確認できるQRコードなども掲載している。名称は総合防災マップであるが、有事に備えた内容も多く含んでいる。また、外国人の方にもご理解いただけるよう、津波浸水想定区域や避難方法を簡潔に掲載したハンドブックを多言語で作成している。

（意見・要望）

泉大津市総合防災マップについては、令和4年に全戸配布した他、市内の各施設においても配布しているとのことである。今後、さまざまな機会を通じて、その内容について、再認識してもらえるよう周知に取り組むとともに、有効に活用してもらえるよう適宜見直しをすることが必要である。

【別紙】

(令和4年10月1日現在)

施設名	所在地	施設名	所在地
戎小学校	河原町 3-7	さつき団地 1号棟～3号棟	虫取町 2-2
浜小学校	小松町 5-6	ネバーランド泉大津シエスト	東雲町 14-54
旭小学校	昭和町 2-27	(株)日新 助松埠頭倉庫	小津島町 4-1
上條小学校	東助松町 3-13-1	ミム松之浜	二田町 3-4-16
小津中学校	助松町 2-13-1	北助松第一次住宅 1号棟～3号棟	尾井千原町 3番
総合福祉センター	東雲町 9-15	北助松第四次団地 11号棟～13号棟	末広町二丁目 5番
ルピナス泉大津	旭町 1-13	助松団地 7号棟、9号棟、 11号棟、28号棟～34号棟、 37号棟～41号棟、100号 棟、101号棟	助松団地 1、 2、3
エフォールナガイ	旭町 7-15	助松団地 16号棟、17号 棟、23号棟、24号棟	和泉市富秋町 三丁目 11
ボルト泉大津	旭町 14-14	府営 泉大津なぎさ住宅 1号棟～4号棟	なぎさ町 1-15
エルグランデ OZU	旭町 16-12	府営 泉大津式内住宅 1号棟～5号棟	式内町 1-13
アルザ泉大津	旭町 18-3	泉大津小松住宅 1号棟～4号棟	小松町 13-1、 12-2、4-3、4-4
テクスピア大阪	旭町 22-45	府営 泉大津東助松住宅 1号棟～9号棟	東助松町三丁目 6、7
パルテール東雲	東雲町 9-54	府営 泉大津助松住宅 1号棟、2号棟	助松町三丁目 12-20、11-10
シャリエ泉大津	春日町 1-11	ユニライフ泉大津	清水町 3-27
ルミエールフカキⅡ	菅原町 10-30	ディークラディア泉大津	田中町 3-3
ルミエールフカキ	菅原町 10-38	北助松第三次住宅 10号棟	末広町 2-3-10
エンデバー泉大津	若宮町 9-22	ユニライフ泉大津ライクシー ガル	下之町 7-38
アムール・M	田中町 3-13	ハynesスクラウド泉大津駅前	田中町 11-27
ローズステージ泉大津駅前	田中町 4-19	シャルマンフジ泉大津	東雲町 11-6
フェルティパーク泉大津	上之町 6-21	ユニライフ泉大津駅前	田中町 2-5
エクセラート松ノ浜	助松町 3-1-15	タイムス泉大津	西港町 8-10
シャルマンコーポ松之浜	助松町 3-9-40	エクセラート北助松	助松町 1-3-33
LiAnge 泉大津	東助松町 1-9-23	助松パーク・ホームズ	東助松町 2-3-4
シルフィード東助松	東助松町 4-4-3	ルモン泉大津	東港町 11-25
株式会社Kスカイ池浦寮	池浦町 1-2-19	グラン・コート泉大津	東雲町 4-35
ディオ・フェルティ泉大津	池浦町 1-17-27	堺泉北港ポートサービス センタービル	なぎさ町 6-1
あすと松之浜	二田町 1-13-16	シャルマンフジロイアルクレ セント 泉大津東雲公園	東雲町 14-65
リーデンススクエア泉大津	末広町 1-9-21	北助松第二次住宅 4号棟～ 9号棟	尾井千原町 3、 末広町 2-2
関空泉大津ワシントンホテル	なぎさ町 5-1	シャルマンフジ泉大津東雲公 園	東雲町 13-28
丸全昭和運輸(株) 泉北倉庫営業所	臨海町 1-48	ルネ泉大津ロイヤルコート	田中町 6-1
大阪泉大津花き地方卸売市場	小津島町 4	ジュネス泉大津アレグロ	春日町 4-16
(株)大都 国際複合物流 センター	小津島町 4-12	河原町市営住宅	河原町 13-1

施設名	所在地	施設名	所在地
藤浪倉庫（株）泉北支店	小津島町 6-2	社会福祉法人 和泉乳児院	助松町 3-8-7
センコー（株）南大阪支店 泉北PDセンター第1係	小津島町 7-3	シャルマンフジソフィア泉大 津駅前	田中町 6-12
センコー（株）南大阪支店 泉北PDセンター第2係	小津島町 2-9		

2 市長公室

【質問1】ふるさと納税について

◆ふるさと納税制度の概要はどのようなものか。

ふるさと納税とは、故郷や応援したい自治体など自分が選んだ自治体に寄附を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、自身が納めるべき所得税と住民税から原則として全額が控除される制度である。

◆ふるさと納税の基準等の変更による影響は。また、過去5年間の返礼品事業者数、寄附件数、寄附金額及び関連費用（費目別）の推移と令和5年度の見込みはどのようなになっているか。

令和5年10月からの、ふるさと納税制度の主な改正内容は、①寄附募集に係る経費についてワンストップ特例事務や寄附金受領証の発行等の付随費用も含めて寄附金額の5割以下とする、②熟成肉と精米について原材料が当該自治体と同一の都道府県内産であるものに限り、③地場産品とそれ以外のものをセットにする場合、地場産品の割合が価値全体の7割以上であること、となっている

①については、寄附金の募集に要する経費を令和4年度実績で試算を行ったところ、ふるさと納税業務に係る人件費や寄附金受領証明書の発行手数料などを算入することにより2%程度、経費率が上昇する見込みだが、これを考慮しても経費率は5割以下となる。

②については、対象となる返礼品がないことから影響はない見込み。

③については、珈琲豆とサーバーをセットした返礼品4品の寄附受付停止を行ったところで、年間で約37万円の影響額がある見込み。

また、過去5年間の返礼品事業者数、寄附件数、寄附金額及び関連費用の推移は下表のとおり。

令和5年度寄附額の見込みは、令和5年12月末時点において6億3,428万304円で、前年度比102%となっている。令和6年1～3月までの寄附金額が前年同月と同額と見込んだ場合、6億8,000万円で令和4年度と比較して微増の見込みとなっている。

（事業者数等）

単位：社・円・件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業者数	26	28	32	38	49
寄附件数	2,155	14,372	17,317	16,867	17,583
寄附金額	170,842,100	462,243,400	586,934,249	638,573,493	644,757,202

(関連費用)

単位：円

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
臨時職員 賃金	590,085	—	—	—	—
返礼品 調達費用	51,323,440	136,615,184	172,349,532	181,216,911	196,614,373
旅費	28,520	—	—	—	—
はがき代、 振替帳票等	182,441	97,503	14,500	—	—
ポータルサ イト掲載手 数料等	3,605,405	20,763,708	27,749,398	26,562,676	32,494,248
代行業務委託 料、送料等	259,200	38,989,943	60,416,496	67,710,968	72,714,364
合計	55,989,091	196,466,338	260,529,926	275,490,555	301,822,985

◆返礼品にはどのようなものがあるか。(主な返礼品の(品名、調達額、寄附額)。送料・梱包費が3割基準に含まれない場合は、品名ごとに示してください)

主な返礼品(令和5年度寄附件数が多いもの)の品名や調達額等は下表のとおり。

なお、送料は、全返礼品、3割基準に含めるのではなく寄附募集に要する費用、いわゆる5割基準に含まれている。また、価格については、返礼品のサイズや冷蔵の有無、寄附者の居住地により変動するため、「関東」を基準としている。

梱包費については、返礼品提供事業者が提示する調達額に含まれている可能性もあるが、調達費の内訳までは把握していない。

返礼品名	調達額	寄附額	送料
シュレッドチーズ&キャンディー チーズセット	3,000 円	10,000 円	913 円
無着色オーガニックコットンマイ ヤー毛布	4,500 円	15,000 円	1,188 円
日本製 ふわっとした タオルケッ ト シングル	4,500 円	15,000 円	583 円
ザ・毛布「プレミアム シルク」グ レー シングル	16,500 円	55,000 円	1,188 円
日本製 アクリル マイヤー毛布 シ ングル	10,500 円	35,000 円	1,188 円
『関空泉大津ワシントンホテル』 ランチペアチケット	3,000 円	10,000 円	583 円

ZEPPIN ハグウォーム ラベンダー 掛け毛布 シングル	8,910 円	30,000 円	1,188 円
泉州タオル「普段使いにぴったり のミニバスタオル」6 枚セット	4,480 円	16,000 円	693 円

◆遵守すべき基準にどのようなものがあるか。（3割基準、5割基準、地場産品基準、その他。また、3割基準及び5割基準にはどのようなものが含まれるか）

ふるさと納税制度に参加するために遵守すべき基準として、3割基準、5割基準、地場産品基準がある。

はじめに、3割基準について、地方税法第37条の2第2項第1号で「返礼品割合は寄附金額の3割以下」と定められている。この基準は、返礼品提供事業者から示される調達に要する経費が該当し、返礼品毎に3割を超えないよう、寄附金額を設定している。

次に、5割基準については、平成31年総務省告示第179号第2条第2項で「寄附金の募集に要する費用の合計額は100分の50以内」と定められている。業務代行委託料、返礼品の送料、ポータルサイト掲載手数料や寄附金受領証明書発行手数料などの費用を加味して5割を超えないよう寄附金額を設定している。また、5割基準を遵守するため、予算編成時から歳入である、ふるさと納税寄附金の50%を超えないよう歳出予算を組んでいる。

次に、地場産品基準については、平成31年総務省告示第179号第5条で、地場産品となる基準が各号で定められている。職員は、提供された返礼品が地場産品基準に合致するか否かを判断し、状況に応じて返礼品提供事業者にヒアリングを実施したうえで、大阪府を通じて総務省に返礼品情報を提出し、認定審査が行われる。

地方税法第37条の2（3割基準）

（寄附金税額控除）

- 二 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

総務省告示第179号第2条（5割基準）

（募集の適正な実施に係る基準）

- 二 各年度において第一号寄附金の募集に要した費用の額の合計額が、当該各年度において受領した寄附金の額の合計額が百分の五十に相当する金額以下であること。ただし、各年度において受領した第一号寄附金の額の合計額が少ないことその他のやむを得ない事情があると総務大臣が認める場合は、この限りでない。

（総務大臣が定める基準）

- 1 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより、相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。
- 4 返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第八号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 7 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 8 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 9 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

（意見・要望）

ふるさと納税の返礼品事業者数、寄附件数、寄付金額はおおむね堅調に推移しているようであるが、返礼品基準が厳格化され自治体間競争も厳しくなることが予想される。

今後、寄附額を増やすためには、市独自の返礼品の開発も必要と考えられることか

ら、開発意欲のある企業等の発掘や魅力あるセット返礼品など、創意工夫をこらした独自の返礼品開発に取り組まれない。

【質問2】職員の採用について

◆職員採用の過去5年間の推移（年齢別、男女別、職種別）はどのようなになっているか。

別紙1のとおり

◆過去5年間の中途退職者の推移（年齢別、男女別、職種別）はどのようなになっているか。

別表2のとおり

◆退職者の退職理由を把握しているか。

所属長に対する聞き取りを行っている。主な理由は、転職によるものや結婚に伴う転居によるものである。

◆職員確保のためにどのような取り組みを行っているか。

職員確保のため、以下のような取り組みを行っている。

- ① 職種に沿った年齢制限の緩和
- ② ・筆記試験の見直し（小論文試験の廃止・教養試験の見直し）による受験者の負担軽減
・人物評価重視の観点による面接試験の内容の見直し（エントリー動画の導入）
上記2点などの、採用試験内容の抜本的改革
- ③ ユニークなポスター作製やSNSを活用した周知改革
- ④ オンライン説明会やインターネット申請の導入により遠隔者の申込が可能となった
- ⑤ 長期インターンシップ（いずみおおつ若者会議）参加者からの優秀人材の確保
- ⑥ 1年度内における複数回採用試験の実施

（意見・要望）

職員の採用については、年齢制限の緩和、試験方法の改革や周知手法の改善など、さまざまな取り組みがなされているとのことである。

泉大津市職員になればどのような仕事ができるかなど、将来の展望が想像できるようなPRを行い、魅力ある職員となりうる人材、自分の職業や泉大津市に愛着を持てる人材の確保を目指し、継続してさまざまな工夫を凝らした採用方法を研究・導入されたい。

【質問 3】 職員等へのハラスメント防止対策と現状の取り組みについて

- ◆各種ハラスメントを把握するために講じている取り組みにどのようなものがあるか

「泉大津市職員のハラスメントの防止等に関する要綱」に基づき、各職場内にハラスメント相談員を配置し、職員に周知している。

ハラスメント相談員は、ハラスメントに悩んでいる職員からの相談を受けた場合、当該職員から事情聴取を行い、問題解決を図るとともに、その結果を人事課長へ報告する。

報告を受けた人事課長は、当該職員や関係者に事情聴取や事実確認のための調査を行い、問題の解決を図る。

人事課長やハラスメント相談員だけで問題を解決することが困難と認められるときは、市長公室長にその旨を報告するとともに、必要に応じて苦情処理委員会を開催し問題の解決を図る。

- ◆ハラスメントを把握した場合の対応方針を定めたものがあるか

「泉大津市職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を策定し運用している。

- ◆過去 5 年間の休職している職員数の推移（年齢別、男女別、職種別）及びその理由はどのようなになっているか

別紙 3 のとおり

（意見・要望）

泉大津市職員のハラスメントの防止等に関する要綱に基づくハラスメント相談員の配置等によりハラスメント防止対策に取り組んでおり、現在のところ顕在化した事案はないとのことである。

引き続きハラスメントの防止研修等の職員への周知を行うとともに、相談体制の充実を図り、事案が発生した場合には速やかに対応できるよう努められたい。

別紙 1

採用者数推移（平成30年度～令和4年度）

年度	年齢区分	事務		土木		建築		保健師		保育士	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
平成30年度	20歳代	4	5	2					1		5
	30歳代										
	40歳代										
	50歳代										
	計	4	5	2					1		5
令和元年度	20歳代	2	6	1		1			1		10
	30歳代	1									4
	40歳代										
	50歳代										
	計	3	6	1		1			1		14
令和2年度	20歳代	4	4						3		6
	30歳代	1									4
	40歳代										
	50歳代										
	計	5	4						3		10
令和3年度	20歳代	1	6				1				11
	30歳代	1	2								5
	40歳代										
	50歳代										
	計	2	8				1				16
令和4年度	20歳代	4	5								8
	30歳代										1
	40歳代										
	50歳代										
	計	4	5								9
男女別計	20歳代	15	26	3		1	1		5		40
	30歳代	3	2								14
	40歳代										
	50歳代										
	計	18	28	3		1	1		5		54
職種別計			46		3		2		5		54

※消防、病院医療職除く

※年齢は採用日現在

※平成30年度 土木（男）の20歳代2名となっているが実際は2名とも18歳

別紙 2

中途退職者数推移（平成30年度～令和4年度）

年度	年齢区分	事務		技術（保育以外）		保育・幼教		業務	
		男	女	男	女	男	女	男	女
平成30年度	20歳代						2		
	30歳代	1	1	1			2		
	40歳代		1				4		
	50歳代	2							
	計	3	2	1			8		
令和元年度	20歳代			1			2		
	30歳代						2		
	40歳代	1		1			2		
	50歳代	1							
	計	2		2			6		
令和2年度	20歳代						3		
	30歳代	2							
	40歳代								
	50歳代								
	計	2					3		
令和3年度	20歳代		1				2		
	30歳代		3				2		
	40歳代		1	1					
	50歳代	1					2		
	計	1	5	1			6		
令和4年度	20歳代		1				2		
	30歳代		2				2		
	40歳代	1	1						
	50歳代				1		1		1
	計	1	4		1		5		1
男女別計	20歳代		2	1			11		
	30歳代	3	6	1			8		
	40歳代	2	3	2			6		
	50歳代	4			1		3		1
	計	9	11	4	1		28		1
職種別計			20		5		28		1

※消防、病院医療職除く

※年齢は各年度末現在

別紙3

休職者数推移（平成30年度～令和4年度）

年度	年齢区分	事務		技術（保育以外）		保育・幼教		業務	
		男	女	男	女	男	女	男	女
平成30年度	20歳代								
	30歳代		1						
	40歳代								
	50歳代								
	計		1						
令和元年度	20歳代								
	30歳代								
	40歳代								
	50歳代		1						
	計		1						
令和2年度	20歳代								
	30歳代	1					2		
	40歳代								
	50歳代								
	計	1					2		
令和3年度	20歳代						1		
	30歳代						2		
	40歳代								
	50歳代		1						1
	計		1				3		1
令和4年度	20歳代								
	30歳代			1					
	40歳代		3						
	50歳代								
	計		3	1					
男女別計	20歳代						1		
	30歳代	1	1	1			4		
	40歳代		3						
	50歳代		2						1
	計	1	6	1	0		5		1
職種別計			7		1		5		1

※消防、病院医療職除く

※年齢は各年度末現在

※休職期間が年度をまたいでいる場合、開始した年度に計上している

※令和3年度 業務職員（女）の50歳代1名となっているが実際は60歳

休職の理由

身体的要因によるもの 3名

精神的要因によるもの 11名

3 政策推進部

【質問1】港湾エリアの活性化について

◆港湾エリアの今後の展開（構想）及び課題はどのようなものか。

港湾エリアの活性化をめざし、本市での取り組みとして、なぎさ公園でのグランピングBBQや汐見公園での宿泊型キャンプイベントの実施など、本市港湾エリアにある地域資源や低・未利用空間を有効活用し、新たな資源や魅力ある空間を創出することにより、交流人口の拡大を図っていく。その取組みにあたっては、民間投資の呼び込みなど民間活力の導入を基本とし、泉大津フェニックスにおいては廃棄物埋立処分場としての位置付けであるために活用の用途が制限される課題がある中で、各種イベントに対応できるようインフラ整備に係る要望も含め、管理者である大阪府港湾局をはじめ関係機関と連携協議を図りながら、官民連携によりその実現に向けて取組みを行っている。

なお、令和6年2月に泉大津フェニックス多目的緑地及び多目的広場の運営管理者の更新時期を迎えることから、泉大津フェニックスの更なる活性化に向けた協議を大阪府港湾局と進めているところであり、引き続き、当該地の利活用が促進されるよう取組みを検討、推進していく。

また、大阪・関西万博とその後のIR開業を見据え、港湾を含む泉州エリア活性化のための取組みとして、令和4年11月に本市を含む沿岸市町と連携し、大阪府港湾局において「海上交通（フェリー）の活性化に向けた舟運事業社会実験」を実施するなど、海上交通による交流機能の充実や周遊クルーズ等の海洋性レクリエーションの創出についても可能性を探っているところである。

◆泉大津フェニックス、汐見公園及びなぎさ公園の概要はどのようなものか。（整備経緯、場所、広さ、活用方法等）

泉大津フェニックス

（1）整備経緯

大阪湾圏域広域処理場整備事業における泉大津フェニックスの埋立進捗状況は、平成4年1月から埋立工事を開始して以来、令和5年10月末現在で管理型区画（注1）96.1%、安定型区画（注2）99.1%となっている。

管理型区画の埋立ては、平成14年3月末をもって廃棄物の受入れを終了しており、平成15年度から環境監視が行われている。安定型区画については、令和3年3月末で廃棄物受け入れを終了し、令和3年4月以降、覆土用の土砂を搬入し、土地竣功に向けて、引き続き整備を行っている。

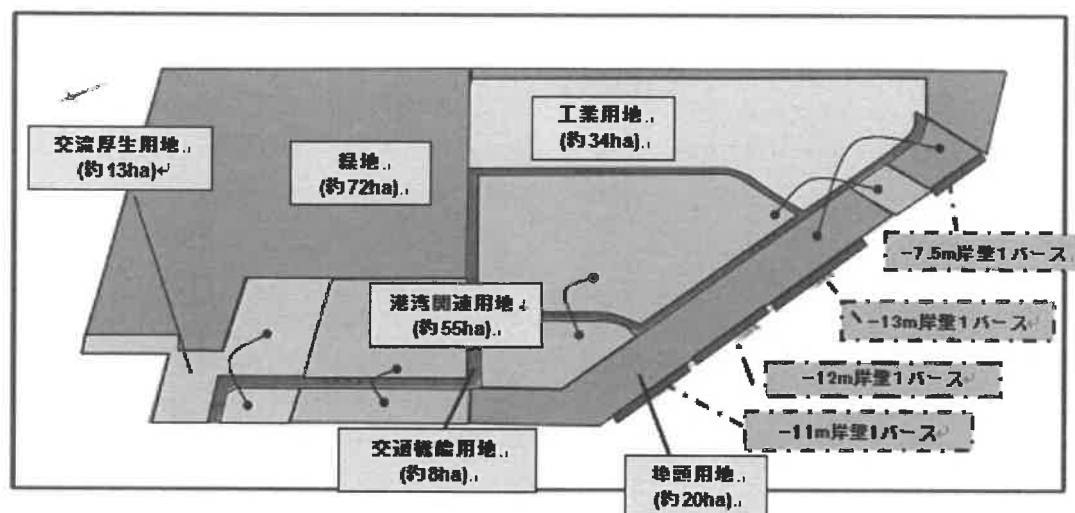
土地竣功状況について、令和5年10月までに、安定型区画では埋立面積137haのうち97haが竣功し、管理型区画では埋立面積65haのうち52haが竣功しており、両区画合わせて竣功面積は149haとなっている。

なお、埋立計画にて工事完了が令和5年度末までとなっていたが、産業用ガレキや浚渫土砂等の受入量減少に伴い埋立工事が遅れている状況であり、受入期間が令和7年度末に、護岸建設期間が令和9年度末にそれぞれ延長された。

※注1：一般廃棄物及び産業廃棄物のうち上下水汚泥、燃え殻等の管理型廃棄物を処分するための区画

※注2：産業廃棄物のうち廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず等の安定型廃棄物を処分するための区画

(2) 場所、広さ、活用方法等



土地利用計画（約202 ha）

用 途	規模 (ha)	摘 要
埠頭用地	20	エプロン、荷捌き地等
港湾関連用地	55	保管施設等
交流厚生用地	13	商業、マリーナ用地
工業用地	34	工場用地等
交通機能用地	8	臨港道路
緑地	72	シンボル緑地等（内25ha、再生可能エネルギー活用用地）

管理型区画については、引き続き、環境監視が行われ、環境基準を満たした後に、「最終処分場」としての役割を終え、緑地として整備される予定である。現在は緑地部分65haのうち約25haは再生可能エネルギー活用用地として、大規模太陽光発電施設（メガソーラー）が運用されている。約10haは、アスファルト舗装をした多目的広場、約11haは芝生が敷き詰められた多目的緑地として暫定的に活用している。当該地では、毎年、夏に野外コンサートが開催されているほか、自動車の走行試験や学生フォーミュラなどの会場としても利用されている。

安定型区画においては、部分竣工により順次、土地利用が進められており、工業用地34haのうち5ha部分において循環型社会に寄与するリサイクル関連企業の公募を行い、4区画すべての事業者が決まり、現在、2区画が操業を開始している。今後の企業誘致については、社会経済動向等も踏まえながら、成長性の高い産業の誘致が行えるよう土地利用計画の見直しを含め、管理者である大阪府港湾局と協議

する予定である。

港湾関連用地では、竣功した土地から主に中古車の保管ヤードとして活用されている。堺泉北港は現在、中古車取扱量全国第3位を誇っており、今後も質の高い日本車の需要の伸びが見込まれることから、泉大津フェニックスを中古車の輸出拠点として機能集約・強化を図る計画である。

汐見公園

泉北7区（汐見埠頭）の先端に位置する面積約3.4haの公園であり、北側はサッカーなどができる多目的広場、南側は緑地となっている。海が一望できる展望台や美しく整備された芝生広場を擁し、フォトジェニックなスポットとして注目を集めている。令和4年度から5年度にかけて4回、シーサイドパークキャンプ in 泉大津が開催されており、本市の新たなにぎわいスポットとして活用が期待されている。

なぎさ公園

泉大津旧港に面する約4haの公園であり、園内は舗装されて歩きやすく、無料の駐車場やトイレも完備されている。また、泉大津マリーナにも面しており、海辺の風景を楽しみながらくつろげる空間となっている。令和2年度にBBQ施設の試行運営を経て、令和3年度よりグランピングBBQ施設「NGRIIL」がオープンし、にぎわい創出と環境改善について一定の成果を得ている。

◆それぞれの施設での5年間に開催されたイベントと来場者数はどのようなになっているか。

泉大津フェニックス 野外コンサート開催実績

年度	日程	イベント名	来場者数
令和元年 (2019年)	8月31日	RUSH BALL 2019	18,000 人
	9月1日	RUSH BALL 2019	20,000 人
	9月7日	OTODAMA' 18-' 19～音泉魂～	11,500 人
	9月8日	OTODAMA' 18-' 19～音泉魂～	16,000 人
	9月14日	PARASITE DEJAVU	16,000 人
	9月15日	PARASITE DEJAVU	19,000 人
			100,500 人
令和2年 (2020年)	8月29日	RUSH BALL 2020	4,452 人
	8月30日	RUSH BALL 2020	2,649 人
	9月12日	HAZIKETEMAZARE FESTIVAL 2020	中止
	9月13日	HAZIKETEMAZARE FESTIVAL 2020	中止
			7,101 人
令和3年 (2021年)	8月28日	RUSH BALL 2021	4,236 人
	8月29日	RUSH BALL 2021	4,056 人
	9月11日	HAZIKETEMAZARE FESTIVAL 2021	中止

	9月12日	HAZIKETEMAZARE FESTIVAL 2021	中止
			8,292 人
令和4年 (2022年)	5月5日	OTODAMA' 22～音泉魂～	8,146 人
	5月7日	OTODAMA' 22～音泉魂～	6,993 人
	5月8日	OTODAMA' 22～音泉魂～	6,384 人
	8月27日	RUSH BALL 2022	15,000 人
	8月28日	RUSH BALL 2022	15,000 人
	9月10日	HAZIKETEMAZARE FESTIVAL 2022	4,985 人
	9月11日	HAZIKETEMAZARE FESTIVAL 2022	5,346 人
			61,854 人
令和5年 (2023年)	5月3日	OTODAMA' 23～音泉魂～	4,164 人
	5月4日	OTODAMA' 23～音泉魂～	4,605 人
	8月27日	RUSH BALL 2023	20,000 人
	8月28日	RUSH BALL 2023	18,000 人
	9月2日	RUSH BALL 2023	15,000 人
	9月9日	HAZIKETEMAZARE FESTIVAL 2023	7,376 人
	9月10日	HAZIKETEMAZARE FESTIVAL 2023	11,777 人
			80,922 人
			258,669 人

泉大津フェニックス 市制 80 周年イベント開催実績

年度	日程	イベント名	来場者数
令和4年 (2022年)	11月16日	市制 80 周年 泉大津フェニックス 市民にぎわいフェスティバル	13,000 人

◆港湾エリア活性化のために、大阪府港湾局、泉大津マリン株式会社及び港湾関連団体との協働による取り組みにどのようなものがあるか。

泉大津フェニックス野外コンサートでは、大阪府港湾局や泉大津商工会議所のほか関係機関からなる「泉大津フェニックスにぎわいづくり委員会」を組織し、野外コンサートの円滑な運営のための支援やイベントの誘致活動を行っている。

泉大津マリン株式会社とは、令和2年9月に「港湾の活性化及びにぎわいづくりに関する協定書」を締結し、泉大津フェニックス海釣り体験イベント（社会実証実験）及びなぎさ公園BBQ施設社会実証実験について、協定書に基づき、両者が連携して事業を進めている。

泉大津フェニックス海釣り体験イベント（社会実証実験）では、泉大津マリン株式会社の株主でもある地元釣具小売業者の協力のもと当事業を実施しており、

また、なぎさ公園BBQ施設社会実証実験では、公募により選定された民間事業者の資本により施設整備が行われ、当公園の空間の有効活用と維持管理を民間事業者が

担うことにより公園の活性化に寄与している。

泉大津旧港・物揚場（レンガ部分）でのイベント支援では、令和3年度に「港湾エリア活性化補助金制度」を創設し、当該地で事業を実施する民間事業者等に対して、補助対象経費の2分の1（上限100万円）の補助を行い、港湾エリアのにぎわい創出を促進することとしている。なお、令和3年11月に実施した「なぎさフリーマーケット×泉大津スカイランタン」では、民間主催のイベント（スカイランタン打上げイベント）と本市の主催イベント（フリーマーケット）が連携して同日実施するなど、イベントの魅力向上の相乗効果を図る取組を行った。

また、令和4年度と5年度に合計4回の日程で開催されている汐見公園でのキャンプイベントにおいても、そのうち2回（令和5年3月開催と4月開催）において「港湾エリア活性化補助金制度」が活用されている。当該イベントも、港湾エリアの低未利用地である汐見公園緑地エリアの活用と、本市の新たなにぎわいスポットとしての可能性を示すイベントとなっており、今後に向けて、常設キャンプ場の設置等、様々な活用の可能性について検討を進めていく予定である。

◆企業誘致対象地域における過去5年間の募集及び応募並びに入居の状況はどのようなになっているか。

平成28年4月に大阪府（港湾局）において安定型区画の工業用地34haのうち5haを4区画に区割りし、公募が行われた。現在の状況は下記のとおりとなっている。

○ア区画（1.5ha） 関西クリアセンター株式会社

平成28年4月の公募により決定。令和2年7月から操業中。

○イ区画（1.5ha） 富陽金属株式会社

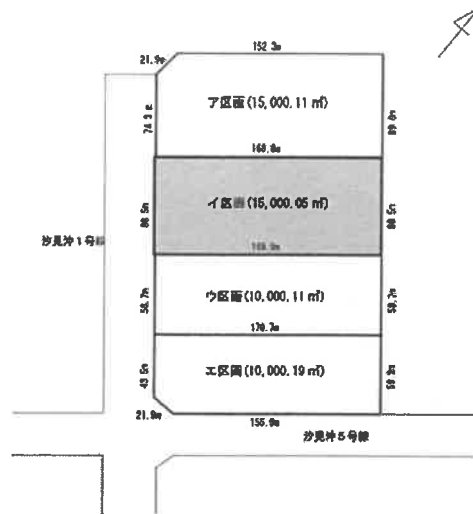
令和3年12月の再公募により決定。現在、売買契約締結に向けて手続き中。ガス対策協議を令和6年1月末に終える予定。契約の時期について協議中。協定書締結済み。

○ウ区画（1ha） 木材開発株式会社

令和2年11月の再公募により決定。現在、売買契約締結に向けて手続き中。令和6年2月頃に開催予定の都市計画審議会を経て、大阪府庁内の建築部局から許可が下り次第、売買契約手続きに進む予定。ガス対策協議について富陽金属と同じく令和6年1月末に終える予定。協定書締結済み。

○エ区画（1ha） 大阪運輸株式会社

平成28年4月の公募により決定。令和2年12月から操業中。



◆企業誘致が進んでいない場合、その原因を把握しているか。今後の募集にどのように対応する予定なのか。

産業用ガレキや浚渫土砂等の受入量減少に伴い埋立工事が遅れており、現在、新たに誘致できる土地はない状況であるが、これまでの誘致においては、業種をリサイクル関連産業に限定し、また、産業廃棄物等を扱う業種のため環境面において様々な厳しい要件（リサイクル業の認可等）をクリアする必要があったため、大阪府港湾局と協議を進める過程で操業までに至らないケースがあったことを把握している。

安定型区画の工業用地 34ha のうち残る 29ha についても、大阪府港湾局において公募が予定されているが、具体的な時期や規模については、土地の竣功、道路等のインフラ整備がされ次第、順次となっており、現時点では明確な時期が決まっていない状況である。今後、本市も参画している大阪府が設置する企業誘致審議会等において内容について協議を行い、速やかに公募が行われるよう働きかけを行なっていく予定である。

（意見・要望）

港湾エリアの活性化について、大阪府港湾局等の関係機関との連携及び民間活力の導入により利活用が促進されるような取り組みを検討・推進することである。

本市港湾エリアには、泉大津フェニックスにおけるコンサートや魚釣り、併設する汐見公園ではキャンプ、なぎさ公園では夕日のヨットハーバーを見ながらのグランピングBBQやドッグランができるなど、余暇を過ごすロケーションとして大きな可能性があると考えられる。さらなる地域資源の発掘や低・未利用空間の有効活用など、魅力ある空間を創出されるとともに、そのPRを積極的に行っていただきたい。

また、新たに港湾エリアの管理運営を担うこととなる堺泉北埠頭株式会社は、大阪府港湾局とは密接な関係にあることから、港湾エリアの利活用が促進されるよう、柔軟かつ積極的な取り組みに期待する。



※港湾エリアについての定期監査は、実際に現場を確認しながら質疑応答を行った。

【質問 2】業務改革推進事業について

◆業務改革推進事業の概要はどのようなものか。(実施経緯、実施内容等)

実施経緯としては、今後、生産年齢人口が減少していくなか、平成 29 年の自治体戦略 2040 構想研究会での報告において、「従来の半分の職員で自治体の本来担うべき機能が発揮できる仕組み構築の必要性」が提言されたことから、本市においては業務改革に取り組む必要性を認識し、職員にしか出来ない仕事に注力できる体制を構築し、持続的な行政サービス提供の実現を目指して、平成 30 年度より業務改革推進事業を実施している。

実施内容としては、平成 30 年度に総務省の業務改革モデルプロジェクトとして、「業務改革推進プロジェクト」を実施し、その報告書に基づき、これまで RPA 等の ICT 活用やアウトソーシングの導入により、業務の効率化を図っている。

◆業務プロセスの課題を発見するためにどのようなことを実施したか。

「業務改革推進プロジェクト」にいて、来庁者の多い市役所 1 階の課と内部管理事務を行う課、全 12 課を対象として、ヒアリングや調査により業務プロセスや業務量、各課の課題等を可視化し、業務の棚卸を実施した。

現行業務の棚卸、可視化作業の流れは以下の通り

- ① マニュアルや引き継ぎ書等を基に「業務プロセス」の仮設（たたき台）を作成
- ② 仮説資料を用いて、各課へヒアリングを実施し、修正点や課題を確認
- ③ ヒアリング結果を反映し、各課へ確認を依頼
- ④ 完成した「業務プロセス」を基に各作業に係る業務量等を把握

◆業務プロセスごとに把握された課題は何か。

業務の棚卸結果から、各課の個々の作業について、事務の属性（受付、相談、入力、等）ごとの業務量を分析した結果、入力や確認、帳票作成やデータ抽出といった事務作業に約 5 割、全体の半分の時間を割いており、特に入力作業については、

対象課全体で、年間約 72,566 時間と一番時間を要している作業であることがわかった。

また、職員が実施する必要がある業務を「コア業務」、職員以外で実施を検討する余地がある業務を「ノンコア業務」と分類した結果、調査対象課全体で 4 割がコア業務、6 割がノンコア業務となっており、本来、職員がより注力すべきコア業務について、人員や時間を割けていない課題が明確となった。

◆把握された課題にどのように対応することとしたのか、対応計画は策定されているか。

業務プロセス等の可視化の結果を踏まえて、業務改革に着手するにあたり、計画としては策定していないものの、以下の観点から取組の優先順位を決定した。

- ① 業務量の削減効果が大きく期待できるもの
- ② 本市の多くの課で業務量の削減が見込めるもの

その結果、年間業務量が 72,566 時間と事務分類の中で最多であること、業務棚卸対象課（全 12 課）全てで一定程度実施されていることから、「入力業務」の効率化から着手することとした。

入力業務の効率化に着手するにあたり、業務の棚卸の結果を分析すると、業務システムへの入力や入力結果の確認を手で行っているケースが多く、業務負荷が高く、人的ミスの発生リスクがあることがわかった。業務システムの機能でこれらを解消するにはシステムカスタマイズが必要となってしまうため、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）を活用して、業務効率化を図ることとした。

平成 30 年度に PRA 導入に係る実証実験を実施し、本市の業務システムで RPA 製品が稼働する事が確認出来たことから、令和元年度 10 月から、「給与管理業務」と「軽自動車税賦課業務」の 2 業務で RPA の本格導入を開始した。

その後、年間 2 業務程度を目標に RPA の導入業務を拡大することとし、これまでに「就学援助業務」「個人住民税業務」「国民健康保険業務」等で RPA 導入実績がある。

業務改革推進事業では、RPA による入力業務効率化に加えて、令和元年度から実証実験を行っていた「バーチャル市役所総合案内」を令和 2 年度に本格導入するとともに、行政手続きのオンライン申請システムを導入した。

また、令和 3 年度には、ビジネスチャットツールの本格導入やオンライン会議環境整備の実施、以降も AI 議事録作成支援システムを導入するなど、庁内の ICT 化を進めるとともに、封入封緘業務の一括アウトソーシングの推進等により、業務の効率化、業務改善に継続して取組んでいる。

また、行政手続きのオンライン申請の推進や市民課窓口でのセミセルフレジの導入、支払いのキャッシュレス化など、業務効率化と市民サービスの向上に資する取組みについては、全庁的に推進しているところである。

◆課題解決による効果をどのように測定しているか。

RPA 導入による入力業務の効率化については、「給与管理業務」で 75%、「軽自動車税賦課業務」で 19% を効率化するなど、一定の業務時間削減を達成しており、RPA 導入により削減された入力に係る業務時間は、窓口対応や相談業務など、より注力すべき業務に割り当てられているものと考ええる。

また、「バーチャル市役所総合案内」については、令和 2 年度の本格稼働以来、常に 1 か月当たり約 1,000 件のアクセスがあり、来庁前の手続案内として多く利用されている。

さらに、定量的な測定はできていないが、例えば、ビジネスチャットについては、庁内のコミュニケーションの活性化に寄与し、オンライン会議やテレワークの利用環境については、今や必須の庁内インフラとして多く利用されているところである。

なお、AI 議事録作成支援システムにかかる業務削減効果については、今年度導入のため、今後、調査を行っていくところである。

前述で示した業務の棚卸により判明した、業務全体の 6 割を占めるノンコア業務について、ICT や AI、アウトソーシングの積極的な活用により、職員がコア業務に注力できる体制の構築に向けて推進してまいりたい。

(意見・要望)

業務改革推進事業について、総務省の業務改革モデルプロジェクトに基づく「業務改革推進プロジェクト」に先駆的に取り組み、業務プロセスの課題整理を行いながら、RPA 等の ICT の活用やアウトソーシングを進め、一定の成果が得られているとのことである。

近年は、あらゆる分野で人員確保が難しく、また、少子高齢化により歳入増加が見込めないところもあり、業務プロセスのあらゆる過程において、ICT 化による業務効率化は避けて通れない状況となっている。

今後の ICT の活用及びアウトソーシングの推進については、職員はもとより市民にも、より一層理解してもらう必要がある。業務効率化に関し、さらなる意識改革を図るとともに、ICT の導入に関する費用対効果に関する説明責任を適切に果たすことに務められたい。

4 総務部

【質問1】マイナンバーカードについて。

◆マイナンバーカードの現時点での普及率はどうなっているか

本市のマイナンバーカードの人口に対する交付枚数率は、令和5年11月末時点で、約76.9%である。

◆普及率向上のためにどのようなことに取り組んでいるか。

マイナンバーカード普及のための取り組みとしましては、市民課窓口における写真撮影などの申請補助や、申請件数に応じて休日開庁及び夜間開庁の日数を増やすなど、就労者等が受け取りやすい環境整備に努めている。

なお、令和5年のマイナンバーカード時間外窓口の日数は、休日開庁16日、夜間開庁28日の合計44日だった。

※通常のマイナンバー時間外窓口は、1年に12日（休日開庁6日、夜間開庁6日）

◆マイナンバーカード更新時でのトラブル等はないか。

マイナンバーカードの電子証明書の更新時のトラブル等の事例としては、マイナポータルで更新手続きを行えるようにすればよいのに、市役所で手続きを行う必要があるのかという御意見をいただくことがある。また、暗証番号を失念したうえに、最初に暗証番号を記載した紙を持参していない方からの苦情もある。

◆更新手続きに関する周知をどのように行っているか。

更新手続きに関する周知については、カード交付時の説明（配布物）及び市ホームページ等において、カード発行日から5回目の誕生日で期限が切れ、更新手続きが必要になることを案内している。

なお、更新時期前（有効期限の約3か月前）に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から有効期限通知書という更新手続き依頼のお知らせが対象者宅に郵送される。

◆マイナンバーカード及び電子証明書の更新期限切れとなった件数の推移は どのようになっているか。

更新手続きについては、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から有効期限通知書を発送しており、その対象者数や更新期限の超過件数を市では把握していない。

なお、仮にカード及び電子証明書の更新期限を超過した場合でも、窓口で新規・

更新手続きは可能である。

(意見・要望)

マイナンバーカードについては、自治体事務の効率化にとって非常に有用であると考えられる。

本市においては、申請に伴う環境整備に努めた結果、その普及率は約76.9%とほぼ府下の平均に達してはいるが、今後、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が予測される中、マイナンバーカードは、その前提となるものであり更なる普及促進に向けた取り組みが必要と考える。

また、マイナンバーカード発行済の市民については、更新手続きが確実に実施されるよう、その必要性を説明するとともに、更新期限の周知徹底に努められたい。

【質問2】 今後の財政運営について

◆これまでコロナ感染症対策としての交付金・補助金等が計上されていたが、今後は期待できない。今後の財政運営の見通しはどのようなになっているか。

当該交付金を活用した事業は、新型コロナウイルス感染症対策に関連した非常時の対応と考えている。例として、市有施設における感染症対策に要する経費をはじめ、レシート大作戦やキャッシュレス決済によるポイント還元事業などの消費喚起、新型コロナウイルス感染症や物価上昇にあえぐ事業者支援などの事業が挙げられる。これらの事業にみるように、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染の拡大の影響を受けている地域経済や市民生活支援を図る目的で、実施したものであり、原則、継続実施の考えはない。

今後の財政運営の見通しであるが、公共施設の老朽化への対応や泉大津市メディカルセンター整備に伴う病院事業会計への支援などもあり、実質公債費比率や将来負担比率は悪化すると見込んでおり、また高齢化の進展による社会保障費の増嵩も避けがたいところである。そのような状況ではあるものの、急激な悪化とならないよう財政運営に努めるものである。

なお、時宜に応じて交付金等が示された際は、その趣旨に沿った事業であることとともに、本市の実情にも沿った事業を選定するものである。

◆今後の歳入確保のための取組みと、歳出削減のための取組みはどのようなになっているか。

歳入確保の取組みとしては当課の所管ではないが、ふるさと納税の寄付先や子育て世代の移住先として本市を選んでいただけるよう、シティプロモーションに取り組んでおり、歳入確保に努めているところである。

また、市税に関して、口座振替加入促進事業として、当初納税通知書送付時にあわせた口座振替キャンペーンの推進、スマートフォン等での納付等を進めたものである。更に、令和5年4月からeL-QRコードの導入に伴い、新たな納付方法と

して、クレジット納付、ペイジー納付、インターネットバンキング、ダイレクト納付（口座振替）が可能となり、収納ツールの拡充による納付環境の整備に取り組んでいる。これら従来からの取組みに加え、課税並びに収納・滞納整理処理の効率化が収納率の向上に影響することから、窓口でのファーストアクションを含むノンコア業務を、滞納整理事務の包括委託等としてアウトソーシングとする検討を進めているところである。同時に、徴収事務におけるデジタル化も検討しており、市民の利便性向上に取り組んでいる。

次に、歳出削減のための取組みであるが、社会保障費の増嵩や業務量の増加などに対応することによる歳出の増加はやむを得ないものと考えているが、ICTやDXなどの活用へ投資することにより、業務の効率化に資する事業をもって抑制を図りたいと考えている。

（意見・要望）

今後の財政運営については、公共施設の老朽化への対応や社会保障費の増嵩などにより厳しくなることが予想される。

限られた財源の中で施策を展開するに当たっては、定住促進のための子育て世代への支援と産業振興に対する支援など、偏ることなくバランスのとれた施策展開が必要である。

また、物価高騰により経常的経費の増加が見込まれるが、そのことで市民サービスの低下を招くことのないよう、職員ひとり一人のコスト意識を高めるとともにICTやDXを推進するなど、継続的にコスト削減に努められたい。

5 都市政策部

【質問1】シーパスパーク及び泉大津円形スケートパークについて

- ◆シーパスパークの概要はどのようなものか（整備経緯、場所、広さ、整備期間、用地取得金額・施設整備金額、指定管理者名、年間維持運営費等）、また、今後の公園運営についての課題はなにか。

概要：シーパスパークエリアとして敷地面積 約 3.5ha【内訳 都市公園（シーパスパーク）：約 2.0ha、民間活用用地：約 1.5ha】を整備。主な施設内容としては、管理事務所及び多目的室等を備えたパークセンター、パークセンター前には井戸水を活用したせせらぎ、同じく井戸水を活用した水遊びのできる泥んこ広場、芝滑りができる標高 5.7m のシーパス山等を都市公園内に、キッチン型のコンテナハウス 4 基と倉庫型コンテナ 1 基等を民間活用用地に整備を行った。

整備経緯：平成 29 年 3 月末に閉館した市民会館等跡地を活用し、地域課題解決型の機能を持つ拠点の整備・運営に向けた事業を推進予定としていた。しかし対象地は民間事業者へのヒアリングの結果、活用の可能性が高くなく、社会環境や市民ニーズの変化が大きい現在においては、短絡的な視点では地域課題の解決につながらず、また長期的な賑わいを生む機能・施設を整備することは困難であるとの結論が出た。

そこで、対象地を中長期的なニーズが高い都市公園の整備を行うこととし、また一度に整備するのではなく、段階的な整備を行えるようにすることで、公園の利用状況や社会動向の変化に柔軟に対応でき、官民連携市民共創で進めていける公園の整備とした。

場所：泉大津市小松町 1（市民会館等跡地）

広さ：約 3.5ha

整備期間：令和 3 年 9 月 9 日から令和 5 年 11 月 30 日（設計期間含まず）

用地取得金額：3,521,462,847 円（市民会館、消防本部を除く）

施設整備金額：1,176,423,600 円（道路工事含む）

指定管理者名：シーパスパーク・パートナーズ共同企業体

代表企業 ㈱E-DESIGN

構成企業 ㈱バルニバービ、京阪園芸㈱、パラカ㈱

年間維持管理運営費等：78,450千円(1年目)

※オープニングイベント費(500千円含む)

83,000千円(2年目以降)

公園運営の課題：公園を使いこなしていただくための市民団体との関わり等。

◆シーパsparkの指定管理者の選定方法、応募者数、指定管理料上限額の設定方法はどのようになっているか。

選 定 方 法： 泉大津市『シーパspark』エリア一体活用事業に係る
公募型プロポーザルによる事業者選定

応 募 者 数： 1団体

指定管理料の上限額の設定方法： 83, 500千円(1年目)

※オープニングイベント費(500千円含む)

83, 000千円(2年目以降)

本市にて想定 of 維持管理費 of 算出を行い、指定管理料
として計上。

◆指定管理者による運営をどのように監督するのか。

泉大津市附属機関設置条例に基づきシーパsparkエリア運営委員会の設置を行い、シーパsparkの運営について指定管理者から提出された事業報告書をもとに調査審議を行い、監督する予定である。

◆これまで実施されたイベントと来場者数はどのようになっているか。また、今後予定されているイベント及び想定来場者はどのようになっているか。

別紙1のとおり

◆泉大津円形スケートパークの概要はどのようなものか。

小松緑道広場(約1,200㎡)は、大阪港湾局所管 of 施設であるが、大阪港湾局より使用許可を得て「泉大津円形スケートパーク」として、スケートボード利用者の意見、要望を取り入れたクォーターランプ等のスケートボード of セクション5基 of 整備を行った。

(意見・要望)

シーパsparkは指定管理者による管理運営であるが、今後の管理運営については、市と運営会社がシーパsparkのあるべき姿についての共通認識を持ち、単なる施設の維持管理だけでなく、創意と工夫をもって市民が集うような取り組みに力を入れ、より一層市民に愛されるような公園づくりに努められたい。

また、指定管理者に対する管理監督については、シーパsparkエリア運営委員会が事業者からの事業報告書をもとに調査審議を行い監督するとあるが、審査に当たっては、収支状況 of 裏付けとなる関係書類 of 審査や貸与備品等の定期的な現物確認など徹底した管理監督を行われたい。



※シーパスパーク及び泉大津円形スケートパークについての定期監査は、実際に現場を確認しながら質疑応答を行った。

【質問 2】公園遊具の補修・改修について

◆所有している遊具にどのようなものがあるか。(公園ごとの遊具一覧(遊具名、整備年度及び金額))

別紙 2 (遊具名、整備年度) 及び別紙 3 (整備金額) のとおり

※遊具の整備金額に関しましては、整備年度が古く、開発公園(帰属公園)等もあり、金額確認が取れる資料が無いことから、直近 5 年分(R1 年度以降)について記載。

◆過去 5 年間の遊具補修・更新の実績はどのようになっているか

【更新】 R5 年度	遊具更新無し
R4 年度	5 遊具(新規)
R3 年度	遊具更新無し
R2 年度	14 遊具
R1 (H31) 年度	7 遊具
【修繕】 R5 年度	18 遊具(R5.12 月時点)
R4 年度	16 遊具
R3 年度	11 遊具
R2 年度	9 遊具
R1 (H31) 年度	4 遊具

◆使用できないまま放置されている遊具はないか。

毎年度実施しています公園遊具定期点検の結果に基づき、危険性の高い遊具につきましては、修繕が完了するまでは、使用禁止措置をとっています。

現時点での使用禁止遊具は修繕等が完了しておりありません。

◆中長期的な改修・更新計画を策定しているか。

泉大津市都市公園施設長寿命化計画策定業務(平成 27 年度策定)及び毎年度実施しています公園遊具定期点検の結果に基づき、更新及び修繕を行っています。

(意見・要望)

公園遊具の補修・改修については、都市公園施設長寿命化計画に基づき管理されているとのことである。引き続き、補修・改修費用の平準化を図りながら適正な対応を図られたい。

また、今後の公園遊具の更新に際しては、公園の所在地周辺の人口動態や地域の実情に即した公園整備を進められたい。

【別紙 1】

No.	施設利用日	用途	主催団体名	イベント概要	利用施設	来場者数 (約)
1	7月9日	オーブニングフェス	シーバスパーク・クラブ	市民代表団体によるオーブニングイベント	シーバスパーク全域	8,000人
2	7月16日	サマーコンサート2023	泉大津市吹奏楽団	野外ステージでの定期コンサート	パークセンター・芝生広場	1,000人
3	7月22日	市長と語り合う「いずみおおつ」未来"トーク"	泉大津市役所 人権くらしの相談課	市長との座談会	パークセンター	30人
4	8月4日	おもいっきり水遊び&泥遊び	ファミリーサークルにじゅうまる	どろんこリングで水遊び、家族通れの居場所づくり	どろんこリング	30人
5	8月12日	食のイベント(トマト収穫)	泉大津市役所 都市づくり政策課	めーでるガーデニングのトマトを収穫して振る舞いイベント	パークセンター・めーでるガーデニング	100人
6	8月19日	おもいっきり水遊び&泥遊び	ファミリーサークルにじゅうまる	どろんこリングで泥遊び、芝生広場でウォータースライダース	どろんこリング、芝生広場	400人
7	9月13日	月一マルシェ	Chill Market	平日をゆっくり楽しむ月一マルシェ	パークセンター・キッチンカー	40人
8	9月16日	おもいっきり水遊び&ウォータースライダー	ファミリーサークルにじゅうまる	芝生広場でウォータースライダース、シャボン玉あそび	芝生広場	30人
9	9月24日	保護犬猫譲渡会	SOCKS KAI	保護犬猫のマッチング譲渡会	パークセンター	200人
10	10月11日	月一マルシェ	Chill Market	平日をゆっくり楽しむ月一マルシェ	パークセンター・キッチンカー	400人
11	10月22日	もっとEnjoy Holiday!	シーバスパーク・パートナーズ共同企業体	シーバスパークのフロアモーションモデル事業	パークセンター・キッチンカー	1,200人
12	10月29日	Bousai Fes inシーバスパーク〜緊急車両大集合〜	マイファーム		めーでるガーデニング	50人
13	10月29日	おすみんフェスタ2023	青年会議所		シーバスパーク全域	2,000人
14	11月5日	月一マルシェ	泉大津商工会議所青年部	防災イベント	パークセンター・キッチンカー	400人
15	11月8日	LOCO☆FESTIVAL in シーバスパーク	Chill Market	泉大津市の産業振興イベント	パークセンター	400人
16	11月12日	市長と語り合う「いずみおおつ」未来"トーク"	ALOHA企画	市長との座談会	パークセンター	30人
17	11月18日	まちなかアートフェス2023	泉大津市役所 人権くらしの相談課	市長が主役で参加するアートイベント	パークセンター	30人
18	11月25日	もっとEnjoy Holiday!	泉大津市役所 生涯学習課	市民が主役で参加するアートイベント	パークセンター	30人
19	11月26日	スガこみ大会いずみおおつ2023	シーバスパーク・パートナーズ共同企業体	シーバスパークのフロアモーションモデル事業	パークセンター	300人
20	12月2日	最先端デジタル体験	泉大津市役所 都市政策部環境課	ごみ問題を考えるスガこみ大会	パークセンター	120人
21	12月3日	健康フェスタ in シーバスパーク	泉大津市役所 成長戦略課	最先端のデジタル体験会プレイイベント	パークセンター	30人
22	12月6日	シフォンケーキ販売	泉大津市役所 健康づくり課	健康づくり事業に協賛する企業の商品・サービスを市販に紹介するイベント	パークセンター	500人
23	12月9日	珈琲販売	朝日珈琲	コンテナお試し販売	パークセンター	200人
24	12月9日	珈琲販売	珈琲pono	コンテナお試し販売	パークセンター	100人
25	12月9日	12月度つながるミニフェス	シーバスパーク・クラブ	メンバー主導による月一のミニイベント	パークセンター	400人
26	12月9日	めーでるガーデニングであそぼう! 焼き芋体験	マイファーム	10月に開催した芋を使った焼き芋体験	めーでるガーデニング	100人
27	12月10日	LOCO☆FESTIVAL in シーバスパーク	ALOHA企画	ハンドメイドマルシェ、ダンス体験、パフォーマンス、キッチンカー販売	パークセンター・キッチンカー	400人
28	12月12日	シフォンケーキ販売	朝日珈琲	コンテナお試し販売	パークセンター	50人
29	12月13日	月一マルシェ	Chill Market	平日をゆっくり楽しむ月一マルシェ	パークセンター・キッチンカー	400人
30	12月28日	子供の居場所づくり	みんなのひろば	子どもから大人まで幅広い世代の交流や憩いの場づくり	パークセンター	30人
31	1月8日	子供の居場所づくり	みんなのひろば	子どもから大人まで幅広い世代の交流や憩いの場づくり	パークセンター	30人
32	1月14日	1月度つながるミニフェス	シーバスパーク・クラブ	メンバー主導による月一のミニイベント	パークセンター・キッチンカー	100人
33	1月20日	赤穂げ大会	ファミリーサークルにじゅうまる	第三土曜日の定期活動	芝生広場	20人
34	1月27日	健康イベント	泉大津市役所 健康づくり課	からだの見える化測定会 (足の診断)	パークセンター	50人
35	1月28日	健康イベント	泉大津市役所 健康づくり課	からだの見える化測定会 (足の診断)	パークセンター	50人
36	2月10日	子供の居場所づくり	みんなのひろば	子どもから大人まで幅広い世代の交流や憩いの場づくり	パークセンター	30人
37	2月11日	いずみおおつ! えとこフェスタ (若者会議)	泉大津市役所 秘書広報課	ステージとキャンドルイベント (インタースタッフによる)	パークセンター	1,000人
38	2月17日	健康イベント	泉大津市役所 健康づくり課	からだの見える化測定会 (足の診断)	パークセンター	50人
39	2月18日	健康イベント	泉大津市役所 健康づくり課	からだの見える化測定会 (足の診断)	パークセンター	50人
40	2月23日	LOCO☆FESTIVAL in シーバスパーク	ALOHA企画	ハンドメイドマルシェ、ダンス体験、パフォーマンス、キッチンカー販売	パークセンター・キッチンカー	400人
41	2月24日	LOCO☆FESTIVAL in シーバスパーク	ALOHA企画	ハンドメイドマルシェ、ダンス体験、パフォーマンス、キッチンカー販売	パークセンター・キッチンカー	400人
42	2月25日	若者会議若生による「健康イベント」	泉大津市役所 健康づくり課	レクリエーション	パークセンター	30人
43	3月9日	子ども服とおもちゃの譲渡会	泉大津市役所 都市政策部環境課	子ども服とおもちゃの譲渡会と啓発ブース	パークセンター	120人
44	3月28日	子供の居場所づくり	みんなのひろば	子どもから大人まで幅広い世代の交流や憩いの場づくり	パークセンター	30人
45	3月30日	屋外ダンスイベント	PEACEFUL	ダンス発表会	パークセンター	120人
46	5月4日	ブードル・グラント・フェスタ2023	朝日スターリーナイトカンパニー	朝主と愛犬がくつろげるドッグラン	芝生広場	600人
47	5月5日	ブードル・グラント・フェスタ2023	朝日スターリーナイトカンパニー	朝主と愛犬がくつろげるドッグラン	芝生広場	600人

※来場者数については、No.29以降は想定数となります。

【別紙2（遊具名、整備年度）】

公園名	No.	遊具名	整備年度	公園名	No.	遊具名	整備年度	
穴師公園	1	動物置物（ライオン）	S41	東雲公園	60	4連ブランコ	S56	
	2	動物置物（ライオン）			61	滑り台		
	3	4連ブランコ			62	ジャングルジム		
	4	3連鉄棒	63		鉄棒			
	5	アスレチック遊具	64		2連鉄棒			
	6	滑り台	65		動物置物（リス）			
	7	コンクリート遊具	66		動物置物（ゾウ）			
	8	砂場	67		動物置物（パンダ）			
	9	ネット遊具	68		複合遊具			
古池公園	10	2連ブランコ（児童）	H30		69	飛び石		S43
	11	2連ブランコ（幼児）	H29		70	砂場		
	12	鉄棒			71	砂場		
	13	スライド遊具（船）			72	健康遊具（スローステップ）		
	14	スライド遊具（アシカ）			73	健康遊具（踏み台）		
	15	シーソー	H28	74	6連ブランコ	S43		
	16	砂場		75	3連ブランコ			
	17	幼児用複合遊具		76	4連ブランコ			
	18	回転遊具	77	ジャングルジム				
	19	ジャングルネット	H29	78	7連鉄棒			
	20	トンネル	S42	79	ラダー	R2		
	21	動物置物（ウマ）		80	飛び石	S43		
	22	動物置物（ヒョウ）		豊中公園	81	滑り台	S41	
	23	複合遊具（タコ）			82	2連ブランコ		
	24	砂場			83	2連ブランコ		
	25	健康遊具（踏み台）		板原公園	84	2連高鉄棒	H13	
	26	健康遊具（平均台）	85		4連鉄棒			
助松公園	27	複合遊具	H28		86	はん登棒		
	28	2連ブランコ	H29		87	雲梯		
	29	ターザンロープ	H30		88	ジャンプ器具（馬）		
	30	2連ブランコ			89	ジャンピングボール		
	31	砂場			90	動物置物（羊）1		
	32	健康遊具（ぶら下がり）			91	動物置物（羊）2		
	33	健康遊具（足つば踏み）			92	動物置物（羊）3		
	34	幼児用複合遊具	H29		93	動物置物（羊）4		
上之町公園	35	複合遊具	R1		94	砂場		S50
	36	トンネル遊具		95	2連ブランコ			
	37	プレイウォール		96	3連鉄棒			
	38	ロッキング遊具（ゾウ）		97	飛び石平均台			
	39	ロッキング遊具（ライオン）		98	丸太橋（平均台）			
	40	4連ブランコ		99	丸太渡1			
池園町公園	41	4連ブランコ	S44	100	丸太渡2			
	42	滑り台		101	タイヤ渡り			
	43	滑り台（コンクリート）		102	複合遊具			
	44	3連鉄棒		103	複合遊具			
	45	複合遊具		104	砂場			
	46	砂場		105	飛び石			
板原1号公園	47	4連ブランコ	R2	豊中古池公園	106	2連ブランコ	S49	
	48	砂場			107	複合遊具		
	49	ブレイスカルチャー（りす）			108	砂場		
	50	ブレイスカルチャー（パンダ）		要池児童公園	109	複合遊具	S50	
	51	ブレイスカルチャー（うさぎ）			110	砂場		
	52	2連鉄棒		豊中南児童公園	111	砂場	S50	
	53	複合遊具			112	複合遊具	H30	
豊中加茂公園	54	砂場	S52	豊中東児童公園	113	4連ブランコ	S53	
豊中北公園	55	4連ブランコ	S52		114	砂場		
	56	ラダー		板原2号公園	115	3連鉄棒	S58	
	57	動物置物（ゴリラ）			116	砂場		
	58	複合遊具		板原3号公園	117	2連ブランコ	S59	
	59	砂場			118	砂場		

公園名	No.	遊具名	整備年度
板原4号公園	119	2連鉄棒	S59
	120	4連ブランコ	
	121	砂場	
東助松1号公園	122	2連ブランコ	S48
	123	砂場	
東助松2号公園	124	2連ブランコ	S49
	125	滑り台	
条南1号公園	126	4連ブランコ	S49
	127	滑り台	
池浦1号公園	128	2連ブランコ	S50
	129	砂場	
池浦2号公園	130	2連ブランコ	S51
	131	滑り台	
	132	砂場	
河原町1号公園	133	砂場	S54
豊中1号公園	134	2連ブランコ	S59
	135	2連鉄棒	
	136	複合遊具	
清水町児童遊園	137	4連ブランコ	S59
	138	ロッキング遊具（ウマ）	
森のみどり公園	139	スプリング遊具（カメ）	H11
	140	平均台	
	141	3連ブランコ	
浜児童遊園	142	複合遊具	R1
	143	砂場	S59
宮児童遊園	144	2連ブランコ	H30
	145	複合遊具	
	146	砂場	
	147	健康遊具（腹筋）	
松之浜1号公園	148	滑り台	S59
	149	砂場	
助松南公園	150	3連ブランコ	S61
	151	滑り台	
	152	砂場	
	153	ジャングルジム	
助松3丁目公園	154	2連ブランコ	S61
	155	2連鉄棒	
	156	砂場	
	157	3連鉄棒	
東港ライオン公園	158	2連ブランコ	S62
	159	滑り台	
	160	動物置物（ライオン）	
	161	動物置物（ライオン2）	
	162	砂場	
東助松3号公園	163	2連ブランコ	H2
	164	滑り台	
	165	ジャングルジム	
	166	3連鉄棒	
	167	砂場	
西港1号公園	168	砂場	H3
	169	動物置物（トリ）	
	170	動物置物（モグラ）	
	171	動物置物（イヌ）	
北豊中2丁目公園	172	複合遊具	H30
	173	健康遊具（のびのびボール）	

公園名	No.	遊具名	整備年度
松之浜2号公園	174	滑り台	H26
	175	2連鉄棒	
	176	ラダー（太鼓橋）	
上之町2号公園	177	滑り台	H26
	178	砂場	
	179	滑り台	
板原三角公園	180	砂場	H26
	181	滑り台	
板原5号公園	182	砂場	H26
	183	2連ブランコ	
助松東公園	184	滑り台	H26
	185	砂場	
	186	2連鉄棒	
清水町1号公園	187	2連ブランコ	H26
	188	滑り台	
	189	砂場	
板原8号公園	190	滑り台	H26
河原町2号公園	191	滑り台	H26
清水町2号公園	192	複合遊具（船）	H26
清水町3号公園	193	ロッキング遊具（ハニー）	H26
我孫子1号公園	194	スプリング遊具（Tレックス）	
	195	スプリング遊具（トリケラトプス）	
菅根町1号公園	196	複合遊具	H26
河原町3号公園	197	3連鉄棒	H26
	198	滑り台	
	199	2連ブランコ	
濱公園	200	ロッキング遊具（ビー）	H31
	201	ロッキング遊具（ハニー）	
宮町コブシ公園	202	みかづきラダー	H31
	203	ロッキング遊具（パンダ）	
	204	ロッキング遊具（ライオン）	
	205	複合遊具	
豊中てらがいと公園	206	2連ブランコ	R3
	207	4連ブランコ	
寿町児童遊園第1公園	208	滑り台	不明
	209	砂場	
千原東公園	210	滑り台	不明
	211	砂場	
楠町1号公園	212	3連鉄棒	不明
	213	シーソー	
	214	滑り台	
	215	砂場	
松之浜町中ちびっこ広場	216	3連鉄棒	不明
	217	ラダー	
板原ちびっこ老人憩いの広場	218	3連鉄棒	不明
	219	ジャングルジム1	
	220	リングラダー	
	221	ジャングルジム2	
	222	滑り台	
	223	砂場	
	224	鉄棒	
春日町ちびっこ広場	225	ラダー（太鼓はしご）	不明
	226	クォーターランプ	
小松緑道広場 （小松円形スケート パーク）	227	バンク	R4
	228	マニュアルパッド	
	229	バンク to バンク	
	230	フラットレール	

【別紙3（整備金額）】

公 園 名	遊 具 名	整 備 年 度	設計金額＜直接工事費＞（円） ※経費及び落札率考慮せず
濱公園	ロッキング遊具（ビー）	H31	開発（帰属）公園
	ロッキング遊具（ハニー）		
宮町コブシ公園	みかづきラダー	H31	開発（帰属）公園
	ロッキング遊具（パンダ）		
	ロッキング遊具（ライオン）		
浜児童遊園	複合遊具	R1	2,267,720
穴師公園	4 連ブランコ	R2	1,124,000
	3 連鉄棒		356,600
	アスレチック遊具		4,231,000
	滑り台		2,619,000
	コンクリート遊具		4,790,000
	砂場		コンクリート遊具に含む
	ネット遊具		2,204,000
板原 1 号公園	4 連ブランコ	R2	963,300
	砂場		246,000
	プレイスカルチャー（りす）		119,200
	プレイスカルチャー（パンダ）		102,200
	プレイスカルチャー（うさぎ）		96,530
	2 連鉄棒		246,000
	複合遊具		5,856,000
畔田公園	ラダー	R2	500,500
豊中てらがいと公園	複合遊具	R3	開発（帰属）公園
	2 連ブランコ		
小松緑道広場 （小松円形スケート パーク）	クォーターランプ	R4	2,450,000
	バンク		1,950,000
	マニュアルパッド		780,000
	バンク to バンク		1,480,000
	フラットレール		125,000

※ 小松緑道広場については、製品価格のみであり設置費及び運搬費は含めていません

R5年度（市発注工事）の遊具設置は無し

6 消防本部

【質問1】消防署員や消防団員へのハラスメント防止対策と現状の取り組みについて

◆各種ハラスメントを把握するために講じている取り組みにどのようなものがあるか。

本市職員の各種ハラスメントを把握する取り組みとして、「泉大津市職員のハラスメントの防止等に関する要綱」（以下、「ハラスメントの防止等に関する要綱」という。）に基づきハラスメント相談員8名を設置、その内の1名は、消防本部総務課長が務めている。

加えて消防本部では、ハラスメント相談員をサポートするため、ハラスメント補助相談員の制度を構築し、さらなる各種ハラスメントへの把握や防止対策に努めている。

ハラスメント補助相談員は、管理職及び係長・主査級の交代制勤務者と毎日勤務者の中から各1名選出、合計3名体制とし全消防職員に周知している。その役割については、身近にいる消防職員が普段から注意を払うことで、ハラスメントの把握や抑止力になるうえ、若い消防職員が相談しやすくなるような効果があると考えている。

また、ハラスメント相談員及び補助相談員が中心となりハラスメント防止プロジェクトチームを発足、消防職員に対し研修会やアンケート調査を実施するなど各種ハラスメントに対する理解と把握に努めている。

消防団員については、消防学校等で行われる特別教育に幹部の消防団員を定期的に派遣し、組織運営や心構えなどの教養研修を受講している。各種ハラスメントに対する取り組みについては、組織体系が異なるため消防本部では詳細な把握はしていないが、消防団長が中心となり進めているものと聞いている。

◆ハラスメントを把握した場合の対応方針を定めたものがあるか。

ハラスメントを把握した場合の消防本部の対応方針については、ハラスメントの防止等に関する要綱に基づき、問題解決に向け事実関係の調査や苦情・相談の処理を行い、ハラスメント等の事実が確認された場合は、必要に応じ関係する職員に対し懲戒処分を含む厳正な措置を講じることとなっている。

さらに消防本部では、消防長が平成29年に引き続き令和2年に「ハラスメント防止宣言」を行い、ハラスメント防止のためあらゆる方策の推進に不断の努力を行うことを明確にする方針を全消防職員に対し宣言し周知した。

消防団員のハラスメントを把握した場合の対応については、分団長から団長等に報告され、団長等が当事者と面談を行い事実関係の調査を実施すると聞いている。

◆休職している職員はいるか。休職している職員がいる場合、その理由はどのようなになっているか。

現在のところ、休職している消防職員はいない。

(意見・要望)

消防署員及び消防団員の業務は直接、市民の命に係わり、また自身の生命の危険も伴う非常に厳しいものであるため、日常の消防訓練等においては、厳しい育成指導が必要であることは理解できる。

厳しい育成指導が必要であることから、消防署員に対しては、ハラスメント相談員やハラスメント補助相談員による定期的なヒアリング、研修会、アンケート調査を実施するなど、ハラスメント防止に対する積極的な取り組みがなされているとのことである。

今後も引き続き、各署員の様態に注意を払うとともに、相談体制の充実に努められたい。

なお、消防団員についても、同様にハラスメント防止についての適正な指導に努められたい。

【質問２】火災予防啓発活動の実施について

◆火災予防啓発活動として行っているものにどのようなものがあるか。

火災予防啓発活動としての取り組みについては、事業所などに立入検査を行い、防火管理体制の確認や消防用設備等の消防法令違反に対し是正指導を行っている。また、住宅防火に関する取り組みとして、SNSや広報紙、各種イベントでの啓発などをはじめ、民生委員・児童委員さんのご協力により見守り活動に同行させていただき、家庭でのコンロやコンセントなど適切な火気使用方法や住宅用火災警報器の設置及び維持管理などの啓発活動を行うことで、火災予防に努めている。

◆過去５年間の防火対象物件数と立入検査件数の推移はどのようになっているか。

過去５年間の防火対象物棟別件数の推移については、平成３０年度２，３６６件、令和元年度２，４９０件、令和２年度２，４３０件、令和３年度２，４６２件、令和４年度２，４６６件となっている。

続いて、立入検査件数の推移については、平成３０年度７３１件、令和元年度９２０件、令和２年度７４３件、令和３年度４５０件、令和４年度６８１件となっている。

◆過去５年間の防火管理者講習件数と参加者数の推移はどのようになっているか。

本市では、平成２５年度まで堺市を除く泉州地域の各消防本部と合同で防火管理者講習を開催していたが、平成２６年度以降は実施していない。

参考として、平成２６年度以降は堺市を除く泉州地域の各消防本部から日本防火・防災協会に依頼し、岸和田市で開催されている。防火管理者講習実績については、令和４年度には講習件数３件、参加者数４１２人となっている。また、令和５年度は１０月１日現在、講習件数２件、参加者数２７１人となっている。

(意見・要望)

火災予防啓発活動については、コロナ禍が明けたことから、住宅防火に関する取り組

みとして、民生委員・児童委員と連携した見守り活動を今年度より再開したとのことである。今後も引き続き、積極的に住宅火災予防啓発に努められたい。

防火対象物件の立入検査に関する取り組みとして、毎年多くの検査を実施していることが伺えた。今後も引き続き、不適合施設の指導については、毅然とした対応で適切に対処されたい。

【質問3】大規模災害への対応について

◆大規模災害時は、通報受信能力を超えるような通報があると想定されるが、積極的な災害覚知のために検討していることはあるか。

平時の通信指令室では、常時2名の通信指令員が24時間体制で火災・救急・救助などの119番受付等を行っている。大規模災害時は、多数入電による通報受信能力を超えるような119番通報に対応するため、災害警戒体制に切り替え通信指令員を通常2名体制から段階的に増員し、コールトリアージ（優先順位）により事案を統括するなど、通信指令業務体制を維持することとしている。

大規模災害時の災害覚知は、消防隊・消防団の災害出動時や巡回パトロール、消防職員の非常呼出し参集途上（自治体向けビジネスチャットツールによる写真送信・書き込み）の情報収集等がある。

現在、消防本部では、何らかの影響で回線が切断された場合など、災害情報を収集するため、インターネット回線による映像ツール等を含めた災害覚知方法について、調査を進めているところである。

（意見・要望）

大規模災害時における災害覚知の取り組みとして、現行の設備、人員により可能な限りの業務体制を維持するとのことである。過去の大規模災害の例をみても、災害覚知及び人命救助には、地域住民の共助の取り組みが非常に有効であることは理解している。しかしながら、被災地で地域住民だけで対応できることには限界もあることから、ドローン等による災害覚知の体制整備等を研究し、導入されることを期待する。

また、大規模災害時には消火用水の確保が重要となることから、その整備の在り方についての検討も進められたい。